

2023年11月10日

総務大臣
鈴木淳司様

全日本自治団体労働
中央執行委員長 石上



地域社会を支える自治体の基盤強化と公共サービスの確立にむけた基本要

地方自治の確立にむけた貴職のご尽力に敬意を表します。

自治労は、第97回定期大会を開催し、当面する2年間の諸課題に対する取り組み方針を決定いたしました。この方針に基づき、下記の事項について要求しますので、地方自治と地方分権を推進する立場として、その実現に努力されるよう要請します。同時に、自治体に働くすべての職員の権利と労働条件の改善のための施策の推進を求めます。

記

1. 地方公務員の給与決定については、地方公務員法第24条第2項の趣旨を踏まえた労使の自主交渉と自治体の自己決定を尊重すること。
2. 11度にわたるILOの勧告および国家公務員制度改革基本法附則第2条に基づき、地方公務員の労働基本権の回復を含む自律的労使関係制度を措置すること。とくに、消防職員については、団結権の付与に向けた具体的措置を講じること。
3. 会計年度任用職員制度については、法の趣旨である「職務内容等に応じた常勤職員との均等待遇の実現」のため、必要な財源を保障すること。とくに、改正地方自治法により2024年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、すべての自治体で常勤職員と同月数の期末・勤勉手当の支給が行われるよう、適切な助言と必要な財源を確保すること。あわせて、有給化を含む休暇制度の拡充などについては、自治体の決定を尊重すること。

4. 地方自治のあり方の検討に際しては、地方分権の理念に則り、地方の意見を十分に踏まえること。とくに、第33次地方制度調査会では、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」として、非常時において国が自治体に指示権を行使できるような新たな仕組みづくりが論点に挙げられているが、その検討にあたっては地方の自主性・自立性に配慮しつつ、自治体の意見も十分に尊重しながら慎重に行うこと。
5. 行政のデジタル化の推進については、「地方自治の本旨」に則り、現場を担う自治体の意見を十分に尊重するとともに、人的・財政的な支援をはじめ、地方行政サービスの質の向上に資するよう十分配慮すること。
6. 自然災害や新たな感染症などへの対応をはじめ、地域公共サービスが果たすべき役割はより重要となっていることから、非常時にも対応できる人員体制が構築できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。とくに、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021」に基づき、2024年度まで2021年度地方財政計画を下回らないよう地方一般財源総額を確保することとされているが、増大する行政需要に対応するためにも、引き続き、自治体の行政運営に必要な財源総額を維持・確保すること。
7. 医療、福祉などの社会保障関連サービスについては、いずれの地域であっても誰もが安心して生活できるための基盤であることから、政府全体として、急増する社会保障ニーズへの対応と担い手を確保するため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能・体制強化に資する財源を確保すること。
8. 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方の検討にあたっては、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、自治体の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。また、燃料価格高騰に関わって税制の見直しを行う場合は、地方財政に与える影響に十分留意しつつ、慎重に検討すること。
9. 税制改正議論にあたっては、公共サービスに対する国民の信頼と受益感を高めるため、所得再分配機能を強化すること。また、地域間の税源偏在性の是正と安定的な地方税体系の構築に向けた抜本的な制度改正をめざすとともに、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

以 上